

**自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う
一般的な指導及び監督の実施マニュアル
《第1編 概要編》**



バス事業者編

本マニュアルについて

本マニュアルは、バスにより運送事業を行う事業者が、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針／平成13年12月3日国土交通省告示第1676号」(以下「指導・監督指針」)に基づき実施することとされている運転者に対する指導及び監督の実施方法を、わかりやすく示したもので

本マニュアルに基づく指導及び監督を確実なものとするには、バス事業者は指導及び監督を実施する運行管理者等に対して、必要とされる技能及び知識を習得させるとともに、常にその向上を図るよう、努めさせることが必要となります。

【指導・監督指針の目的】



【指針第1章－1】

バス事業者が行う運転者に対する指導・監督は、安全輸送を心がけるための知識を身につけさせることを目的に、継続的かつ計画的な指導を実施しましょう。

バスの運転者は、多様な地理的・気象的状況のもと、大型車で乗客を運送することから、経路における道路の状況及びその他の運行の状況に関する判断や、高度な能力が要求されます。

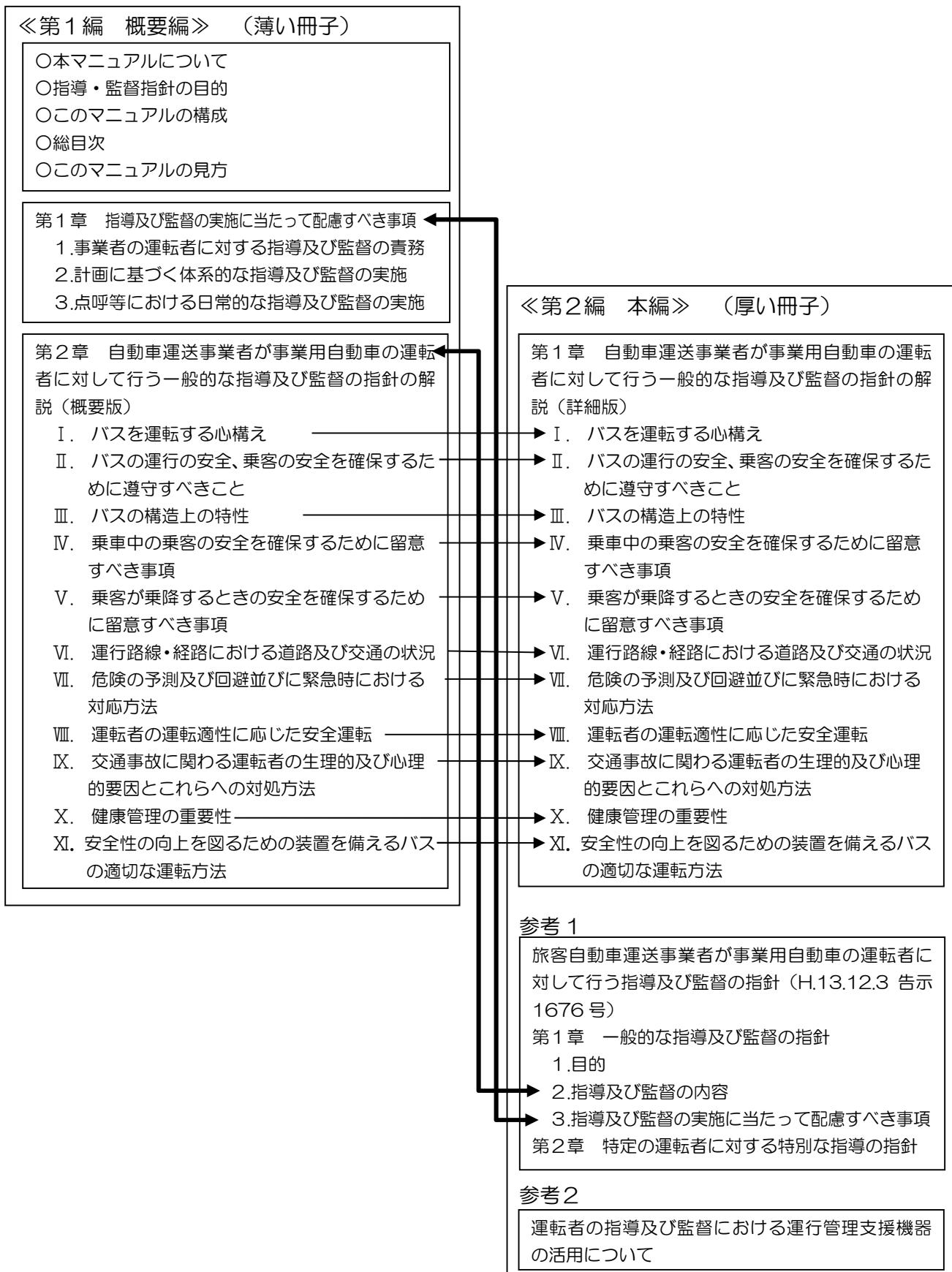
このため、バス事業者は、バスの運転者に対して、交通事故の有無に関わらず、継続的かつ計画的に指導・監督を行い、他の運転者の模範となるべき運転者を育成していく必要があります。

そこで、バス事業者がバス運転者に対して行う“一般的な指導・監督”は、「道路運送法」等の法令に基づく運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、バスの運行の安全と乗客の安全を確保するために必要な運転に関する技能・知識を習得させることを目的として行います。

※詳細な指導内容については例示となっておりますので、各事業者が自社の実態や自社のマニュアル等の内容を加えて活用してください。

このマニュアルの構成

このマニュアルは、大きく2編で構成しています。第1編は、概要編であり、指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項、指導及び監督指針の解説の概要版となっています。日常的にご活用ください。また、第2編は、指導及び監督指針の解説の詳細版となっています。運転者に対する指導及び監督の詳細マニュアルとしてご活用ください。



総　目　次

第1編　概要編

第1章 指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項

1. 事業者の運転者に対する指導及び監督の責務	1
2. 計画に基づく体系的な指導及び監督の実施	2
3. 点呼等における日常的な指導及び監督の実施	6

第2章 一般的な指導及び監督の指針の解説（概要版）

I. バスを運転する心構え	7
II. バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと	8
III. バスの構造上の特性	8
IV. 乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項	9
V. 乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	10
VI. 運行路線・経路における道路及び交通の状況	10
VII. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	11
VIII. 運転者の運転適性に応じた安全運転	12
IX. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法	12
X. 健康管理の重要性	13
XI. 安全性の向上を図るために装置を備えるバスの適切な運転方法	13

第2編　本編

第1章 一般的な指導及び監督の指針の解説（詳細版）

I. バスを運転する心構え	1
II. バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと	7
III. バスの構造上の特性	18
IV. 乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項	25
V. 乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	32
VI. 運行路線・経路における道路及び交通の状況	38
VII. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	39
VIII. 運転者の運転適性に応じた安全運転	43
IX. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法	68
X. 健康管理の重要性	83
XI. 安全性の向上を図るために装置を備えるバスの適切な運転方法	89

参考① 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針・95

参考② 運転者の指導及び監督における運行管理支援機器の活用について・105

■このマニュアルの見方

○各項において、指導の主旨やねらいを、ピンク点線の枠で「指導のねらい」として整理しています。この内容を踏まえた上で、指導を行いましょう。

指導のねらい

公共輸送事業であるバス事業は、乗客を安全・確実に輸送することが社会的な使命であるとともに、
.....

○各項で重要な内容として指導すべき事項については、「ポイント」として整理しています。この内容を基本に、運転者への指導を具体的に実施しましょう。



ポイント

バス事業は、公共輸送機関としての社会的な役割を担っており、「地域の足」である路線バス、都市間を
.....

○指導・監督時に活用できるよう、運行管理支援機器の活用方法を、以下のような濃紺点線枠内に例示しています。また、参考として巻末に運行管理支援機器について整理しております。



ドライブレコーダーの映像に見るヒヤリハット事例

■ドライブレコーダーは、自動車の走行中の前方、室内、後方などの映像を
.....

○紫点線枠内には、指導時に参考としていただきたいトピックやその他事例などを紹介しています。さらに、下段欄外などには、活用できる情報や参考となるHPアドレスなども紹介しています。



ストレスの安全運行に及ぼす影響

身体の健康維持が重要であるとともに、運転者のこころの
.....



これを活用！

国土交通省では、自動車
.....



バス事業の情報については、以下をご参照ください。

■(公社)日本バス協会 HP (<http://www.bus.or.jp/>)

○法令に基づき、遵守すべき事項については、以下のようなマークをつけています。

法

第1編／概要編 目 次

第1章 指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項

1. 事業者の運転者に対する指導及び監督の責務	1
1.1 事業者の指導及び監督の責務	1
1.2 運転者が違反した場合の事業者の責務	1
1.3 計画に基づく体系的な指導及び監督の必要性	1
1.4 点呼等における日常的な指導及び監督の必要性	1
2. 計画に基づく体系的な指導及び監督の実施	2
2.1 運転者毎の特性の把握	2
2.2 運転者毎の重点項目の設定	4
2.3 指導及び監督の実施計画の作成	4
2.4 特定の運転者に対する指導	5
2.5 運転者の理解を深める指導及び監督の実施	5
2.6 指導の内容を運転者に理解させるための手法の活用	5
3. 点呼等における日常的な指導及び監督の実施	6
3.1 日常的な指導及び監督の目的	6
3.2 点呼における指導及び監督	6
3.3 点呼時に行った指導及び監督の記録	6

第2章 一般的な指導及び監督の指針の解説（概要版）

I. バスを運転する心構え	7
II. バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと	8
III. バスの構造上の特性	8
IV. 乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項	9
V. 乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	10
VI. 運行路線・経路における道路及び交通の状況	10
VII. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	11
VIII. 運転者の運転適性に応じた安全運転	12
IX. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法	12
X. 健康管理の重要性	13
XI. 安全性の向上を図るために装置を備えるバスの適切な運転方法	13

第1章 指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項

1. 事業者の運転者に対する指導及び監督の責務

1.1 事業者の指導及び監督の責務

バス運行の安全及び乗客の安全を確保するために、バス事業者は運転者に対し、安全運行に必要な技能と知識を習得させ、他の運転者の模範となるべき運転者を育成するという重要な役割を果たす責務を有しています。

この責務を果たすためには、運転者が理解できるよう、参加・体験・実践型の指導方法を取り入れるなど、その手法を工夫するとともに、社会情勢の変化に対応した内容とするため、関係行政機関・団体等から幅広い情報を収集することが必要です。

また、指導・監督を実施する指導者の資質向上を図るため、指導及び監督の内容、手法に関する知識や技能を習得し、常にその向上を図るよう努めることが必要です。



1.2 運転者が違反した場合の事業者の責務

運転者がスピード違反や過労運転など、道路運送法やその他の法令に基づき、遵守すべき事項に違反した場合には、バス事業者も、その指導及び監督の責任から処分を受けることとなります。

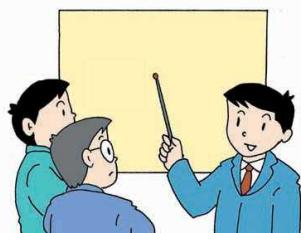
運転者に違反を起こさせないためにも、運転者に対する指導及び監督を継続的かつ計画的に実施していくことが必要です。

1.3 計画に基づく体系的な指導及び監督の必要性

バスの安全性を向上させるためには、運転者に対して必要とされる知識及び技能を習得させることが必要です。このため、これらの内容について体系的かつ継続的に指導及び監督を実施するための計画を作成し、これを確実に実施することが必要です。

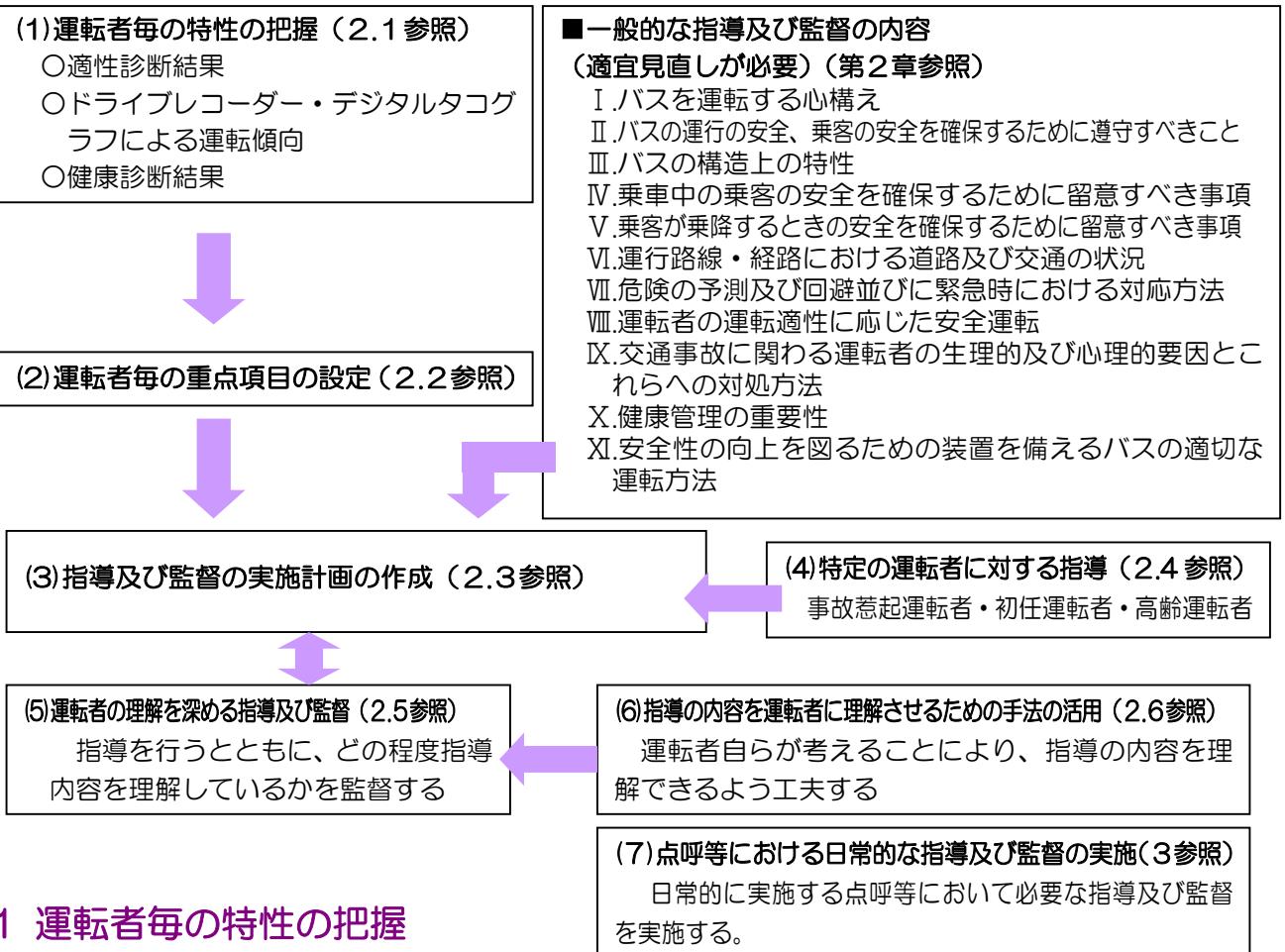
1.4 点呼等における日常的な指導及び監督の必要性

道路の状況やその他運行に関する状況は、運行ごとに異なることから、点呼等の場において、その運行ごとに必要な指導及び監督を日常的に実施していくことが必要です。



2. 計画に基づく体系的な指導及び監督の実施

運転者に対する適切な指導及び監督を体系的かつ継続的に実施していくには、それぞれの運転者の特性に応じた指導及び監督を、以下の手順を模範しながら、計画的に実施することが有効です。これにより、網羅的な指導及び監督が可能となります。



2.1 運転者毎の特性の把握

運転者に対してどのような事項に着目して指導及び監督を行うべきなのかを見出すためには、各運転者の普段の運転の傾向や健康状態をつかむことが必要です。運行データ、健康診断記録などから運転者毎の特性を把握しましょう。

- 運転者の運転傾向について把握するため、適性診断の結果を活用することが効果的です。
- 映像記録型ドライブレコーダーやデジタルタコグラフ（デジタル型運行記録計）を車両に装着することにより、運転者自身の運転の状況、さらには事故や、ヒヤリハット（運転中に他の自動車又は歩行者等と衝突又は接触するおそれがあると認識した事例）のデータを活用できます。
- 健康診断の結果などにより、運転者の疾病等の状況についても把握しましょう。





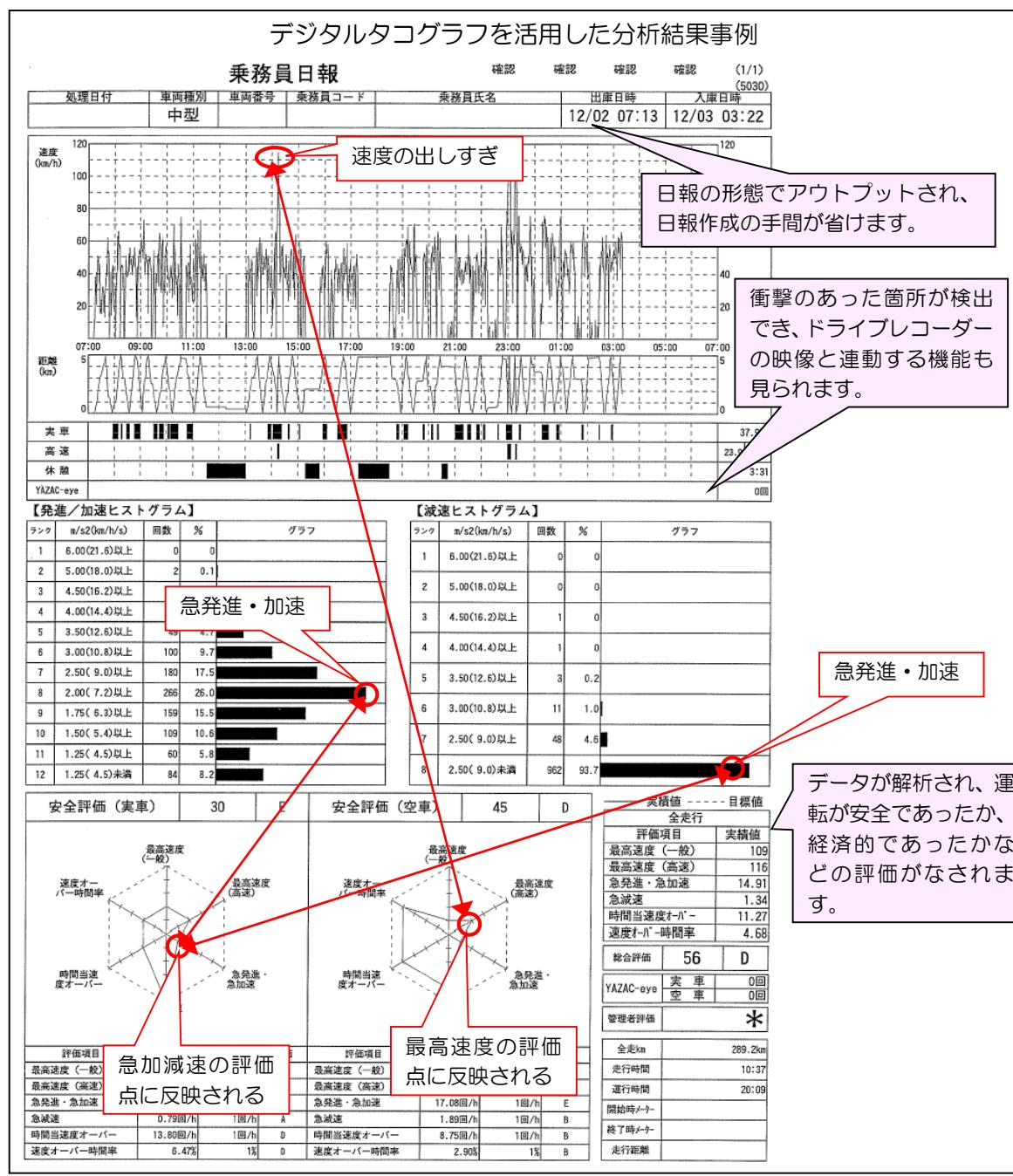
ドライブレコーダーの映像による事故・ヒヤリハット事例

- ドライブレコーダーは、事故やヒヤリハットにおいて急ブレーキの衝撃を受けると、その前後の映像を記録・保存等するもので、併せて加速度、ブレーキ、ワインカー等の使用状況などのデータを取得できるものもあります。



デジタルタコグラフのデータを用いた運転状況の把握

- デジタルタコグラフは、時間、距離、速度等のデータのほか、エンジン回転数、アイドリング時間等のデータも記録される車載器です。記録したデータはメモリーカードや通信によってパソコンにも記録され、データ解析が瞬時にできます。
- 運行データから、普段どのような運転をしているかがわかり、運転者の癖を見出せます。



2.2 運転者毎の重点項目の設定

運転者に対する指導を効率的に行うため、指導及び監督の内容の中で重点項目を定めましょう。

○適性診断やドライブレコーダー等の記録、健康診断結果等により把握した、運転者の運転傾向や健康状態を踏まえつつ、指導及び監督の内容の中で特に強化すべき事項を抽出し、重点項目としましょう。

2.3 指導及び監督の実施計画の作成

指導・監督指針の内容を網羅的に指導するとともに、運転者毎の重点項目を指導するための計画を立てましょう。

○指導・監督指針の内容について、運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を運転者が習得できるよう、計画（年間、月間、週間など）を立てます。

○指導計画は、指導・監督指針の内容を全て網羅していることを確認しましょう。

○指導内容に応じて、個人的な指導がよいのか、集団で指導するのがよいのかを検討しましょう。

◇個人指導

一対一で運転者の特性に合わせた指導を行います。

◇集団指導

集団に対する指導や、運転者同士のディスカッションにより、理解を深めます。他の運転者の意見も聞くことができ、ひとりよがりにならずに安全について認識を深めることができます。

指導・監督計画の例

月日	曜日	時間	教育内容	備考
○/○	月	午前	バスを運転する心構え	安全運行の心構え等
		午後	健康管理の重要性	個々の運転者の状態に応じた個別指導等
○/○	火	午前	バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと	バス運行に係る法令、安全な運転方法等
		午後	危険予測及び回避並びに緊急時における対応方法	ヒヤリハット等に基づく危険予知訓練等
○/○	水	午前	バスの構造上の特性	バスの特性に合わせた運転等
		午後	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対応	過労防止の注意、飲酒運転の防止等
○/○	木	午前	乗車中の乗客の安全を確保するため留意すべき事項	乗客の安全確保のための運転方法等
		午後	乗客が乗降するときの安全を確保するため留意すべき事項	乗降時の安全確保のための注意事項等
○/○	金	午前	運行路線・経路における道路及び交通の状況	適切な運行経路について等
		午後	安全性の向上を図るために装置を備えるバスの適切な運転方法	安全装置の過信による事故事例等
○/○	土	午前	運転者の運転適性に応じた安全運転	適性診断結果等に基づく個別指導等

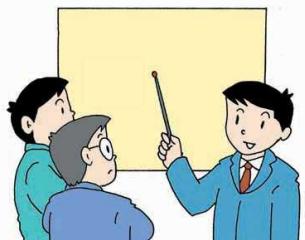
※定期的に計画を立て、指導・監督の内容を網羅的に実施していくことが必要です。上記は、1週間で指導を実施していく場合の教育日程の例です。スケジュールについては、運転者の勤務実態を考慮して作成しましょう。

2.4 特定の運転者に対する指導

特定の運転者（事故惹起運転者・初任運転者・準初任運転者・高齢運転者）については、一般的な指導とあわせ、それぞれ特定の内容による指導を実施することが必要となりますので、これらについても、指導のための計画を作成しましょう。

※事故惹起運転者・初任運転者・高齢運転者については、それぞれに対応した適性診断の受診も必要となりますので、併せて計画を作成しましょう。

事故惹起運転者	事故を引き起こした後、再度バスに乗務させる前に特別な内容で指導をする必要があります。
初任運転者	初めてバスの運転者に選任する前に特別な内容で指導をする必要があります。
準初任運転者	（貸切バス）既に運転者として選任されているが、直近1年間に乗務したことのあるバスよりも大型のバスに乗務させる場合、その乗務の前に特別な内容で指導をする必要があります。
高齢運転者	適性診断結果が判明した1ヶ月以内に、適性診断結果を踏まえ、身体機能の変化、安全な運転の方法などについて指導をする必要があります。



2.5 運転者の理解を深める指導及び監督の実施

指導の内容に対する運転者の理解を深めるためには、運転者に対して網羅的な指導が実施されているか、運転者が指導の内容を理解しているかを確認することが重要です。

- 運転者の理解を助けるため、指導をわかり易く行うだけでなく、運転者が指導の内容をどの程度理解しているかを常に監督し、必要に応じて更なる指導を行うことにより、運転者に対して指導した内容が実施されることを確実なものとしましょう。
- 運転者に対して行った指導及び監督の内容を記録して保存し、運転者が継続的に指導及び監督を受けることが確認できるようにしましょう。

2.6 指導の内容を運転者に理解させるための手法の活用

運転者に対して指導を行う際には、単に講義を行うだけでなく、運転者自らが考えることにより、指導の内容を理解できるように工夫することが必要です。

- 交通事故については、事例を取り上げ、その発生要因及び再発防止のための取組みについて、イラスト、映像等の運転者の事故の発生状況についての理解を助けるための教材を用いて、運転者を少人数のグループに分けて話し合いをさせることができます。
- 車両の特性や乗客の挙動については、実際に車両を用いて、死角、内輪差、制動距離、車内の安全確認方法等について認識させることができます。

3. 点呼等における日常的な指導及び監督の実施

3.1 日常的な指導及び監督の目的

道路状況、その他の運行に関わる事項などについては、運行ごとに異なることから、乗務のたびごとに指導及び監督を実施していくことが必要ですので、特に乗務前の点呼において、日常的に指導及び監督を実施しましょう。

3.2 点呼における指導及び監督

(1) 乗務前に関する指導及び監督

乗務前の点呼においては、当該業務による運行時の安全の確保に必要な指導を行います。

- 混雑や工事・規制などの道路の状況から、運行時の安全を確保するために配慮すべき事項などについて指示します。
- 気象から予測される危険性などについての注意を行います。
- 運行速度、休憩時間などの指示を行います。

(2) 運転者の状態を踏まえた指導及び監督

点呼において、運転者から疾病や疲労、睡眠不足等により安全な運行ができないおそれがあるかについて報告を受けるとともに、運行管理者が運転者の酒気帯びの有無、健康状態、疲労の度合い、睡眠不足、異常な感情の高ぶり、歩き方、顔色などを確認します。不審な点があれば、運転者に対して質問しましょう。

この確認の結果を踏まえ、所定の指導を行いますが、場合によっては、運転者の交代が必要です。

3.3 点呼時に行った指導及び監督の記録

点呼時に運転者に対して行った指導及び監督の内容の記録を保存し、運転者に対して行った指導及び監督の内容が確認できるようにしましょう。



第2章 一般的な指導及び監督の指針の解説(概要版)

- ◆ 指導及び監督において、以下の内容を運転者に指導し、認識を共有することにより、これを徹底しましょう。
- ◆ これらの内容は、交通事故の発生状況等に応じて、適宜見直しましょう。
- ◆ 指導及び監督を実施する際には、これらの内容を一年間で確実に実施しましょう。
- ◆ 指導及び監督を行った日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存することが義務付けられています。

I.バスを運転する心構え

【指導・監督指針第1章2(1)ー①】【本編第1章I】

(1) バス事業の公共性と重要性

● 公共交通機関としての社会的役割

営業用バスは、地域に根ざした公共交通機関として、社会的に重要な役割を担っていることを認識させましょう。

● 地域の「足」として不可欠なサービス

地域内の比較的近距離を結ぶ「地域の足」としての路線バスは、地域にとって不可欠な公共交通機関です。また、この他にも都市間を結ぶ高速バス、利用者のニーズに対応した貸切バスと、さまざまな利用者のニーズに合わせた運行形態で社会的役割を果たしていることを認識させましょう。

(2) バス事故の社会的影響

バスが事故を引き起こした場合にその被害が大きくなること、また、乗合バスは高齢者の車内事故が多い、貸切バスは追突事故が多いなど、バスが引き起こす事故の特徴についてデータや事故事例で説明し、事故の重大性と社会に与える影響を認識させましょう。

(3) 安全運行の心構え

● バスの運転が他の運転者に与える影響の大きさ

バスは、一般の乗用車などから見れば、車体の大きさ、長さなどの違いから、恐怖の対象と見られかねません。相手の立場に立った運転を心がけさせましょう。

● 模範となる運転者としての心構え

バス運転者は、プロの運転者であるからこそ、模範となる運転者として、他の運転者の手本となるべき、安全でマナーの良い運転を心構えとして持たせましょう。

Ⅱ.バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと

【指導・監督指針第1章2(1)ー②】【本編第1章Ⅱ】

(1) バス運行に係る法令

● 旅客自動車運送事業に係る法令

旅客自動車運送事業に係る法令としては、「道路運送法」などの法令がありますが、これらの法令の概要や運転者が遵守すべきポイントに関する運転者の理解度を確認しましょう。

● 自動車の運転に係る法令

自動車の運転に係る法令としては、「道路交通法」などの法令がありますが、これらの法令の概要や運転者が遵守すべきポイントに関する運転者の理解度を確認しましょう。

(2) 義務を果たさない場合の影響の把握

バスの運転者が法令による義務を果たさない場合に生じる交通事故の実例を説明することなどにより、義務を果たすことの重要性を理解させましょう。



これを活用！

交通ルールについては、運転免許更新時に配布される「交通の教則」に詳細なルールがまとめられています。

Ⅲ.バスの構造上の特性

【指導・監督指針第1章2(1)ー③】【本編第1章Ⅲ】

(1) バスの特性に合わせた運転

バスの運転は車高が高いために車高感覚、前方距離感覚に注意が必要であるほか、内輪差が大きい、車幅の広さから接触やはみ出しの危険性がある、死角が大きく見えない危険が多い、スピードによる衝撃力や遠心力が大きいなどの特性を認識した運転をすることが必要であることを認識させましょう。

(2) 多様化する車両に合わせた運転

バス車両は、その用途や使用地域などに合わせてさまざまな車両があります。小型車両による住宅地などの狭い地域を運行するコミュニティバスや、ラッシュ時やイベント時の輸送力の増強のために、連節バスが運行されている地域もあります。

各種のバスは車長や車幅が異なりますので、運転にあたっては十分な注意が必要であることを認識させましょう。

IV.乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項

【指導・監督指針第1章2(1)ー④】【本編第1章IV】

(1) 「急」の付く運転はしない

「急」のつく運転は、乗客に負荷がかかって転倒を招くことがあり、路線バスなど立ち姿勢の乗客が乗車するバスでは、車内転倒事故が多く起こっていることを事故事例を説明する等により理解させ、ゆとりある運転を心がけさせましょう。

(2) カーブ・追越しはゆっくりと

カーブや追越しでの急ハンドルは、遠心力が強くなつて乗客の転倒を招くことがあり、また、事故の危険性も高くなることを事故事例を説明する等により理解させ、カーブでの追越しはせず、ゆとりあるハンドル操作を心がけさせましょう。

(3) 安全な速度と十分な車間距離を保つ

法定速度を遵守し、気象状況や道路状況に応じた速度での走行が必要であることを認識させ、車間距離を十分にとって安全走行を行うことを心がけさせましょう。

(4) 乗客の状況を確認する

立っている乗客がある路線バスでは、高齢者の車内転倒が多く起こっています。発車前には、乗客が着席又は手摺りにつかまっているかの状況確認をする必要があることを事故事例を説明する等により理解させ、走行時には立ち上がったり、席を移動しないよう、呼びかけることが必要であることを認識させましょう。

(5) シートベルト着用の徹底を図る

シートベルトが備えられているバスでは、乗客の安全のために、着用させることが必要であり、高速道路では、乗客のシートベルト着用が義務付けられています。シートベルトを着用しなかった場合の事故の危険性を事故事例を説明する等して理解させ、乗客のシートベルトの着用を徹底させることの必要性を認識させましょう。

(6) 走行中の運転への集中

バスの走行中に乗客に話しかけられたり、すれ違う同社の運転者にあいさつされるなど、運転に集中できない状況が危険であることを事故事例を説明する等して理解させ、乗客の安全を確保するためには、走行中は運転に集中することの必要性を認識させましょう。

V.乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項

【指導・監督指針第1章2(1)ー⑤】【本編第1章V】

(1) 乗降時の乗客の安全確保

● 滑らかな発進・停止

バス運行では、乗客が立っている場合もあり、発進・停止時には滑らかで、乗り心地のよい加速・減速が、乗客の安全を確保することを認識させましょう。

● 乗車・降車のときの注意

乗客の乗降時にドアを開閉する際には、左後方から二輪車・原付・自転車などが来ないか、乗客が確実に乗降したのかなど、安全を確認することが必要であることを認識させましょう。

● 貸切バスの乗降時の注意

貸切バスでは、停留所がないため、駐停車禁止場所での乗降を行わず、乗降時には周辺の安全を十分に確認してから行うことが必要であることを認識させましょう。

(2) 高齢者・障害者などの乗降時の安全の確保

高齢者は乗降などに時間がかかるため、周囲に迷惑をかけないよう、早めの行動をしがちであることを理解させ、急かさずにゆっくりと乗降させることが必要であることを認識させましょう。

車いす使用者は乗降の際、ノンステップバスのスロープ付き車両などを利用するため、乗降時の注意事項を確認させておきましょう。また、視覚障害者に対しては、いきなり身体に触れたり手を引いたりせず、まず、声をかけ、介助が必要かを確かめる必要があり、また行き先や到着の状況をはっきりとアナウンスして伝えることが必要であることを認識させましょう。

ベビーカー利用者は、車内の状況に応じて、子どもを乗せたまま乗車させる、折りたたんで乗車させる場合があり、そのまま乗車する場合には、車輪のストッパーをかけるよう案内し、補助ベルトでベビーカーを固定して安全を確保する必要があることを認識させましょう。

VI.運行路線・経路における道路及び交通の状況

【指導・監督指針第1章2(1)ー⑥】【本編第1章VI】

(1) 運行路線・経路における道路・交通情報の把握

運行路線又は運行経路の工事状況等の道路情報、交通規制等の交通情報、気象状況、所要時間の目安などの情報を把握しておくことが重要であることを認識させましょう。また、ヒヤリハットなどの危険地点についても事前に把握が必要であることを認識させましょう。

(2) 情報に基づく安全運行のための留意点

安全を確保するため、ヒヤリハット地点などの事前情報を事故事例を説明する等して理解させ、こうした地点は避ける配慮が必要であること、また、やむを得ず走行する場合には、十分な注意が必要であることを理解させましょう。

VII. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法

【指導・監督指針第1章2(1)ー⑦】【本編第1章VII】

(1) 危険予測運転の必要性

事故を起こさない運転をするためには、「危険の予測」即ち、見えない危険を読む力をつける、相手の特性を理解する、気象状況や周囲の状況に目を配るなどを行うことが必要であることを、事故事例等を説明して認識させましょう。

(2) 危険予測のポイント

道路には、歩行者、自転車、二輪車、原付、他の車両などが行き交っていますが、それらの行動特性を理解することで、走行時に配慮ができ、事故を回避する運転ができるこことを認識させましょう。

また、悪天候や夜間においては、運転におけるリスクが生じます。どのようなリスクがあるのかを理解・確認させ、危険への配慮とともに、慎重な運転をすることで事故を回避する運転ができるこことを認識させましょう。

(3) 危険予知訓練

「危険予知訓練」は、実際に、バスの運行場面から、どのような危険があるか、乗客にどのような危険を及ぼすのか、どのような運転をすればよいのかを考える訓練です。集団教育等に活用し、運転者に危険回避方法などを指導しましょう。

(4) 指差呼称及び安全呼称

日常点検や運転行動を一人ひとりの運転者が確実に実施するために、「指差呼称」や「安全呼称」を習慣化することが有効であることを指導しましょう。

(5) 緊急時における適切な対応

● 交通事故や車両故障が発生した際の対応

交通事故が発生した場合には、運転者は即座に「負傷者の救護」、「道路上の危険の除去」、「警察への報告」、「事業者への報告」、「乗客の安全の確保」等を行わなければならないことを指導しましょう。

● 自然災害の発生に備えた対応

大雪、地震等の自然災害の発生に備えた平常時からの気象状況等の収集・把握から自然災害に遭遇した際の対処方法に関する指導を行うことが大切です。

■ ドライブレコーダーの映像を用いた危険予知トレーニング
実際の映像に基づく訓練は、事故の危険性を実感でき、また事故が起きた要因を深く検証できます。



資料提供：(独)自動車事故対策機構

VIII.運転者の運転適性に応じた安全運転

【指導・監督指針第1章2(1)ー⑧】【本編第1章VIII】

(1) 適性診断の必要性

「運転者適性診断」は、事故惹起運転者、初任運転者、高齢運転者が受診することが義務付けられています。また、一般運転者に対しても、運転者のくせを科学的に測定できることから、運行の安全確保に役立っています。運転者の診断を徹底して励行させ、診断結果を日々の指導や教育時などに活用するとともに、運転者には結果を自覚させましょう。

(2) 適性診断結果の活用方法

運転者適性診断の結果は、それぞれの運転者が適性に応じて、配慮すべき事項はさまざまとなります。診断結果を活かして、運転者が自分のくせを理解・克服できるよう、指導及び監督を行っていくことが必要です。



これを活用！

(独)自動車事故対策機構 (<http://www.nasva.go.jp/fusegu/tekisei.html>)、ヤマト・スタッフ・サプライ(株) (<http://www.y-staff-supply.co.jp/safety/>)では、適性診断結果の活用講座などを実施しています。

IX.交通事故に関する運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法

【指導・監督指針第1章2(1)ー⑨】【本編第1章IX】

(1) 交通事故の生理的・心理的要因

事故の原因となる生理的・心理的要因としては、過労状態や睡眠不足であること、飲酒、運転技能への過信、あせる気持ち、興奮状態などさまざまです。どういう状態がこのような要因を生むのか、運転にどのような影響を及ぼすのかを理解させましょう。

(2) 過労運転防止のための留意点

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に規定されている拘束時間・休息期間を遵守するとともに、早めの休憩をとり休憩時には身体を動かす、また長時間連続運行する場合には、適宜休憩をとるなどの過労とならない運転を心がけましょう。

また、日常生活も運転に影響を及ぼします。健康管理を怠らないだけでなく、疲労や悩みを運行に持ち込まないことが必要であること、良い睡眠をとることは事故防止に不可欠であることを認識させましょう。

■ 「働く人の疲労蓄積度セルフチェック」

厚生労働省では、医学研究の結果等に基づいた「働く人の疲労蓄積度セルフチェック」を公表しており、ドライバー自身がセルフチェックできるようになっています。



これを活用！

「働く人の疲労蓄積度セルフチェック（働く人用）」は、厚生労働省のHPに掲載されています。
(<http://kokoro.mhlw.go.jp/fatigue-check/worker.html>)

(3) 飲酒や薬物の影響による危険運転防止のための留意点

体内に入ったアルコールはすぐには消えません。乗務予定を正確に把握し、乗務前日からは飲酒、酒量を控えることが必要なことを認識させましょう。多量飲酒の傾向がある運転者に対しては、アルコール依存症の危険性についても認識させましょう。

(4) ヒューマンエラーを防ぐために

普段何気なく行ってしまう事故等につながるような動作について、道路交通法等の関係法令において禁止されている事項を確認しながら指導するとともに、運転席付近に置いたものが運転者の視界や操作の妨げとなり事故の要因となることがあるため、注意を呼び掛けましょう。また、運行管理者は、焦り、イライラ、疲れの状態がヒューマンエラーの要因になることを認識し、余裕を持った運行計画を立てましょう。

X. 健康管理の重要性

【指導・監督指針第1章2(1)-⑩】【本編第1章X】

(1) 健康起因の事故と健康管理の必要性

疾病が要因の交通事故が多くなっています。特に、脳や心臓の疾患、糖尿病などを要因としている事故が多く、心臓疾病は運転者の死亡率も高くなっています。また、眠気を招く薬の服用による事故も起きています。このような疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを理解させましょう。

健康管理のためには、定期的な健康診断の受診義務を徹底させ、注意事項が指摘された場合には、必ず適切な治療をするよう指導しましょう。

(2) 健康管理のポイント

心身の健全を保つと同時に、プロの運転者として規則正しい生活を心がけ、自己の健康を管理していくことが大切であることを認識させましょう。

運行管理者は、運転者に対して、疾病の運転に対する影響、体調の異常を感じた場合の対応などについて指導の徹底を図っていくことが必要です。

XI. 安全性の向上を図るために装置を備えるバスの適切な運転方法

【指導・監督指針第1章2(1)-⑪】【本編第1章XI】

(1) 安全性の向上を図るために装置（以下、「運転支援装置」）に係る事故の事例

運転支援装置に関する性能の理解不足や過大評価により事故が発生する可能性があることを、事故の事例を説明することにより指導しましょう。

車両メーカー毎に性能に違いがあることや一般的な認識と正確な性能や作動条件には違いがあることを知ることが重要です。

(2) 運転支援装置の性能および留意点

衝突軽減ブレーキ等の代表的な装置の説明に加え、自社の車両に搭載されている運転支援装置の性能や適正な使用方法を説明しましょう。

